

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年7月1日
【会社名】	文化シャッター株式会社
【英訳名】	Bunka Shutter Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 執行役員社長 茂木 哲哉
【本店の所在の場所】	東京都文京区西片一丁目17番3号
【電話番号】	03-5844-7200（代表）
【事務連絡者氏名】	経理部長 西村 浩一
【最寄りの連絡場所】	東京都文京区西片一丁目17番3号
【電話番号】	03-5844-7200（代表）
【事務連絡者氏名】	経理部長 西村 浩一
【縦覧に供する場所】	文化シャッター株式会社西日本事業本部 （大阪府大阪市中央区安土町一丁目7番20号） 文化シャッター株式会社御着工場 （兵庫県姫路市御国野町御着字深見187番地） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

1 【提出理由】

平成25年6月27日開催の当社第67期定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものがあります。

2 【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成25年6月27日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分を行う。

期末配当に関する事項

当社普通株式1株につき、金6円

第2号議案 定款一部変更の件

今後の事業拡大に備えるため、当社現行定款第2条において、事業目的の追加およびそれに伴う号数の繰り下げ等、所要の変更を行う。

第3号議案 取締役8名選任の件

取締役として、岩部金吾、茂木哲哉、潮崎敏彦、藤山暁、矢吹義夫、久代篤、嶋村悦典、小倉博之の8名を選任する。

第4号議案 役員賞与支給の件

当事業年度末日時点での取締役8名に対し、役員賞与を総額100百万円支給する。

第5号議案 取締役および監査役報酬額改定の件

取締役については年額報酬600百万円以内、監査役については年額報酬72百万円以内に改定する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果および賛成の割合（％）
第1号議案 剰余金処分の件	46,783	98	13	(注1)	(注2) 可決 99.79
第2号議案 定款一部変更の件	46,867	14	13	(注1)	(注2) 可決 99.97
第3号議案 取締役8名選任の件					(注2)
岩部 金吾	42,481	4,400	13		可決 90.61
茂木 哲哉	43,372	3,509	13		可決 92.52
潮崎 敏彦	46,643	238	13		可決 99.49
藤山 暁	46,643	238	13	(注1)	可決 99.49
矢吹 義夫	46,643	238	13		可決 99.49
久代 篤	46,643	238	13		可決 99.49
嶋村 悦典	46,643	238	13		可決 99.49
小倉 博之	46,643	238	13		可決 99.49
第4号議案 役員賞与支給の件	46,665	216	13	(注1)	(注2) 可決 99.54
第5号議案 取締役および監査役報酬額 改定の件	46,682	199	13	(注1)	(注2) 可決 99.58

(注1) 1. 第1号議案、第4号議案および第5号議案の可決要件は、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。

2. 第2号議案の可決要件は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。

3. 第3号議案の可決要件は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(注2) 賛成の割合の計算方法は、事前行使された議決権の数と当日出席した株主の議決権の数の合計数に対する各議案に関して賛成が確認できた議決権の数の割合であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

事前行使された議決権の数と当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の数を合計したことにより各議案の可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、当日出席した株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない議決権の数は加算しておりません。

以上